

**にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金交付事務委託
プロポーザル公募要領**

1 趣旨

本要領は、「にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金」に係る事務処理及びその円滑な処理のための企画提案の公募に当たり、必要な事項を定めるものである。

2 公募概要

(1) 業務名

にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金交付事務委託

(2) 業務内容

別紙1「にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金交付事務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期限

令和9年3月31日（水）まで

(4) 委託費用

仕様書3の(1)において交付する補助金以外の経費及び仕様書3の(2)～(3)の経費金

4,196千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 公募スケジュール

令和8年3月11日（水）	公募開始
3月16日（月）	質問書提出期限
3月18日（水）	質問に対する回答期限
3月23日（月）	参加申込書提出期限
3月25日（水）	企画提案書提出期限
3月26日（木）	企画提案審査の実施
3月27日（金）	審査結果の通知・公表

※ 本スケジュールは予定であり、企画提案審査、審査結果の通知・公表は変更となる場合がある。

4 応募資格

- (1) 新潟県内に本社、支社、営業所等を有する者
- (2) これまでに、同様の業務に関する実績があり、確実な履行が見込まれること
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者

を除く。) であること

- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと
- (7) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること

5 質問の受付・回答

公募要領についての質問は下記により行うこと。なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けない。

(1) 提出書類

別紙 2 「こいがた安心こむすび住宅推進事業補助金交付事務委託プロポーザル質問書」

(2) 提出期限

令和 8 年 3 月 16 日（月）17 時 15 分まで（必着）

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メール（送信後、電話で連絡すること。）により提出すること。

(4) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町 4-1
新潟県土木部都市局 建築住宅課 街並み推進係
電話：025-280-5442
E-mail：ngt160030@pref.niigata.lg.jp

(5) 質問の回答方法

提出期限までに受け付けた質問に対する回答は、令和 8 年 3 月 18 日（水）までに県ホームページに掲載する。

6 参加申込書の提出

本企画提案公募に参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出書類

別紙3「にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金交付事務委託プロポーザル参加申込書」

(2) 提出期限

令和8年3月23日（月）17時15分まで（必着）

(3) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メール（送信後、電話で連絡すること。）により提出すること。

※持参する場合は、業務時間内（土日・祝祭日を除く8時30分から12時及び13時から17時15分）に訪問すること。

(4) 提出先

上記5(4)と同じ。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 別紙4「にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金交付事務委託企画提案書」

イ 別紙5「類似業務実績一覧表」

ウ 事業実施（受託から完了まで）のスケジュール・工程表（任意様式）

エ 見積書（任意様式）

(ア) 消費税及び地方消費税を含め記載すること。

(イ) 企画内容の項目ごとに内訳が分かるように記載すること。

オ 新潟県税の納税義務を有する者は「納税証明書」（未納がないことの証明）

(2) 提出期限

令和8年3月25日（水） 17時15分まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

※持参する場合は、業務時間内（土日・祝祭日を除く8時30分から12時及び13時から17時15分）に訪問すること。

(4) 提出先

上記5(4)と同じ。

8 契約候補者の選考方法

(1) 選考方法

令和8年3月に開催する審査委員会において決定する。提案者が提出した企画提案書を確認し、必要に応じてヒアリング・書面質問を行うことがある。

(2) 審査日時、会場等

審査会に出席を求める場合、企画提案書を提出した者に対し別途通知する。

(3) 審査基準

審査に当たっては、別表1の審査基準により評価する。

9 企画提案の審査結果通知

県は、審査委員の意見を踏まえ、最優秀提案者及び次点者を選定することとし、審査結果は参加申込者全員に通知する。

10 委託契約

(1) 契約に関する協議

県は、最優秀提案者と、別途定める予定価格の範囲内で委託契約を締結するものとし、協議が整った場合は内容の変更を行う。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合、次点者と協議の上、契約を締結する。次点者と協議が整わない場合、本企画提案審査に基づく契約は行わない。

(2) 委託契約に当たっての主な留意点

ア 契約に当たっては、委託候補者の企画提案の内容をそのまま採用することを約束するものではなく、詳細について企画提案書を基に双方が協議の上、決定する。

イ 委託業務の全部を第三者に再委託することはできない。ただし、委託業務の一部の再委託について、事前に県の承諾を得たときは、この限りではない。

ウ 必要に応じ建築士等へ意見を求めることができる体制を構築すること。

(3) 委託料の支払

委託料の支払については、精算払とする。ただし、県が特に必要と認めた場合は、前払いできることとする。

11 その他

(1) 本プロポーザルで提出された書類は返却しない。また、それらを本業務以外の目的には使用しない。なお、審査の際、必要な範囲内において、公募の参加者に通知することなく複製することがある。

機密保持には十分配慮するが、採択された場合には「新潟県情報公開条例」(平成13年10月19日条例第57号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

(2) 企画提案書等の作成費は本業務の対象経費に含まれない。また、審査結果に関わらず、企画提案書等の作成費用は支給しない。

(3) 企画提案書に記載する内容については、予算額内で実現が確約されることのみ表明すること。なお、プロポーザルの審査後であっても、提案者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、審査結果が取り消されることがある。

(4) プロポーザルへの参加申込後に辞退する場合は、「にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金交付事務委託企画提案公募参加申込辞退書」(別紙6)を提出すること。

(5) 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となり、最優秀提案者及び次点者とならない場合がある。

ア 本公募要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部若しくは一部を記載しない者又は虚偽の記載をした者

ウ 参加資格を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合

- (6) 本業務で得た全ての成果品の著作権は県に帰属するものとし、県の承諾なく第三者に貸与及び公表することはできない。また、受託者は本業務の成果品に対して著作権人格権を行使しないものとする。

別表 1

にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金交付事務委託

プロポーザルに関する審査の視点

評価項目	内容	配点	審査の視点
企画提案 内容	業務理解 現状把握	10 点	<ul style="list-style-type: none"> ●仕様書の趣旨を理解した上で企画立案しているか ●本県の空き家対策に係る取組について理解しているか ●本県の「子育てに優しい新潟県」の実現に向けた取り組みについて理解しているか
	にいがた安心こむすび住宅推進事業交付 運營業務	40 点	<ul style="list-style-type: none"> ●提案された補助金交付に係る事務について、円滑になされることが期待できるものか
業務遂行 能力	業務実績	10 点	<ul style="list-style-type: none"> ●これまでに類似業務に関わった実績がある等、当該事業に関する十分なノウハウを有しているか
	業務実施体制	15 点	<ul style="list-style-type: none"> ●業務を実施するために必要な組織、人員、体制が整っており、各役割が明確かつ適当か ●県内に事業実施に必要なネットワークを有しているか ●必要に応じ建築士等へ意見を求めることができる体制を構築しているか
計画工程 積算内容	計画工程の确实性 適正な経費・費目計上	15 点	<ul style="list-style-type: none"> ●業務の実施内容がスケジュールや工程の細部に反映され、無理なく、確実に業務を遂行できる工程であるか。 ●必要となる経費・費目がわかりやすく、過不足なく計上され、適正に積算されているか
費用対効果		10 点	<ul style="list-style-type: none"> ●高い費用対効果が期待できるか
合計		100 点	